

昭和四十八年運輸省令第二十一号

船員電離放射線障害防止規則

船員法（昭和二十二年法律第二百号）第八十一条
第一項及び第四項の規定に基づき、船員電離放射
線障害防止規則を次のように定める。

<p>が三・七メガベクレル以下のものを除く。)を いう。</p> <p>一、放射性同位元素が一種類のものにあつて は、次の表の上欄に掲げる種類に応じ、それ ぞれ同表の下欄に掲げる数量を超えるもの 種類</p>					
ストロンチウム九十又はアルフ ア線を放出する同位元素(ト リウム及びウランを除く。)	物理的半減期が三十日を超える 放射性同位元素(トリチウ ム、ベリリウム七、炭素十 四、硫黄三十五、鉄五十五、 鉄五十九、ストロンチウム九 十及びアルファ線を放出する ものを除く。)	物理的半減期が三十日以下の放 射性同位元素(弗素十八、ク ロム五十一、ゲルマニウム七 十一、タリウム二百一及びア ルファ線を放出するものを除 く。)、硫黄三十五、鉄五十五 又は鉄五十九	トリチウム、ベリリウム七、炭 素十四、弗素十八、クロム五 十一、ゲルマニウム七十一、 タリウム二百一、トリウム又 はウラン	三・七 メガ ベク レル	三十七 キロ ベク レル
二、放射性同位元素が二種類以上のものにあつては、前号の表の上欄に掲げる放射性同位元素のそれぞれの数量の同表の下欄に掲げる数量に対する割合の和が一を超えるもの	この省令において、「放射線業務」とは、次に掲げる業務をいう。	二、放射性物質の取扱いの業務 二、エックス線を発生させる装置(以下「エッ クス線装置」という。)の使用の業務 三、放射性物質を装備している機器(以下「放 射性物質装備機器」という。)の取扱いの業 務	二、放射性物質の取扱いの業務 二、エックス線装置といふ。の船舶所有者(第四十八 条第一項及び第四十九条を除き、以下単に「船 舶」)	二、放射性物質の取扱いの業務 二、エックス線装置といふ。の船舶所有者(第四十八 条第一項及び第四十九条を除き、以下単に「船 舶」)	三百七十 キロ ベク レル

が三・七メガベクレル以下のものを除く。)を
いう。

船舶所有者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する船内の区域(以下「管理区域」とい

六五 測定條件

2 八 測定結果に基づいて実施した措置の概要
前項に規定する線量当量率は、放射線測定器
を用いて測定するところ、著しく因難なことは、

を用いて測定することが著しく困難などときは同項の規定にかかわらず、計算により算出することができる。

3 第一項に規定する測定又は前項に規定する計算は、一センチメートル線量当量率について行

うものとする。ただし、七十マイクロメートル線量当量率が一センチメートル線量当量率の十

倍を超えるおそれのある場所においては、七十マイクロメートル線量当量率について行うもの

4 船舶所有者は、第一項に規定する測定又は第二項に規定する結果と、見やすさ、易

二項に規定する計算による結果を、見やすい場所に掲示する等の方法により管理区域に立ち入る船員に周知させなければならぬ。

第三章 線量の限度

第六条 船舶所有者は、管理区域内において放射線業務に従事する船員（以下「放射線業務従事

者」という。)の受ける実効線量(男子並びに妊娠不能と診断された女子及び妊娠の意思のない者)

い旨を船舶所有者に書面で申し出た女子においては、第三十八条第一項第三号に掲げる線量に係る実効線量を除く。)が五年間につき百ミリ

（依る実效絶量を除く）が五年間は五百ミリシーベルトを超えないようにし、かつ、一年間にこつき五十ミリシーベルトを超えないはうこし

2 船舶所有者は、女子の放射線業務従事者（妊
なればならない。

娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を船舶所有者に書面で申し出た者を除く。) の

受ける実効線量については、三月間につき五ミリシーベルトを超えないようしなければなら

3 船舶所有者は、前項の規定にかかわらず、女
二の文付與者(当事者の)日出等により委託の事
ない。

子の放射線業務従事者の申出等により妊娠の事実を知ることとなつた時から出産までの間（以下「妊娠中」という。）であつては、当該放村

「姉妹口」^{シメイロ}、いわゆる「連譜が身
線業務従事者の受ける実効線量については、汚
染された空気を吸入することにより被ばくする

）と（以下「内部被ばく」という。）について、
一ミリシーベルトを超えないようにならなければ

第七条 船舶所有者は、放射線業務従事者の受け
る等価線量（第三十八条第一項第三号に掲げる
ならない。

の旨を当該場所の見やすい箇所に掲示しなければならない。

第七章 事故発生時の措置

(退避)

船舶所有者は、次の各号のいずれかに該当する事故が発生した場合には、著しく放射線を受け、又は放射性物質により著しく汚染されるおそれが生じた区域から、直ちに、船員を退避させなければならない。

一 外部放射線をしやへにするための設備が放射性物質の取扱い中に破損した場合又は当該設備が放射線の照射中に停止することが困難な場合

二 第二十三条の局所排気装置又は発散源を密閉する設備が、故障、破損等によりその機能を失った場合

三 放射性物質が、多量に、もれ、こぼれ、又は逸散した場合

四 その他著しく放射線を受け、又は放射性物質により著しく汚染されるおそれがある不測の事態が生じた場合

船舶所有者は、前項の区域を標識により明示しなければならない。

船舶所有者は、緊急作業に従事させる船員以外の船員を第一項の区域に立ち入らせてはならない。

第三十七条 削除

(事故に関する測定及び記録)

船舶所有者は、第三十六条第一項各号のいずれかに該当する事故が発生した場合は、次に掲げる事項を記録し、その記録を十年間保存しなければならない。

一 事故が発生した日時及び場所

二 事故の原因及び状況

三 事故が発生した場所の周辺にいたことにより放射線を受けた船員の氏名及び受けた線量

2 船舶所有者は、前項の場合において、同項第三号に掲げる線量が明らかでない船員については、事故が発生した場所の周辺の必要な場所ごとの外部放射線による線量当量率又は空気中の放射性物質の濃度を放射線測定器を用いて測定し、その結果に基づいて、計算により当該線量を算出しなければならない。

3 第五条第二項の規定は、前項の線量当量率の測定について準用する。

第八章 健康管理

(健康診断)

船舶所有者は、放射線業務従事者に對し、放射線業務船への雇入契約が成立した後六月以内ごとに一回行う健康診断にあつては、第二号から第五号までに掲げる項目については医師が必要と認めた項目に限る。)について医師による健康診断を行わなければならぬ。

一 被ばく歴の有無(被ばく歴を有する者については、作業の場所、内容及び期間、放射線による障害の有無その他放射線による被ばくに関する事項)の調査及びその評価

二 白血球数及び白血球百分率の検査

三 赤血球数の検査及び血色素量又はヘマトクリット値の検査

四 白内障に関する眼の検査

五 皮膚の検査

2 前項の健康診断のうち、放射線業務への雇入契約が成立した際に行わなければならぬものについては、使用する線源の種類に応じて前項第四号に掲げる項目を省略することができる。

3 船舶所有者は、第一項の健康診断の際に、当該船員が前回の健康診断後に受けた線量(これを計算によつても算出することができない場合にはこれを推定するために必要な資料、その資料がない場合には放射線を受けた状況を知るために必要な資料)を医師に示さなければならぬ。

4 船舶所有者は、第一項の健康診断を受けされるべき時期に当該船員が乗り組んでいる船舶が航海中である場合には、当該航海の終了後遅滞なくこれを受けさせなければならない。

5 船舶所有者は、放射線業務船に、当該放射線による障害を防止するため次に掲げる措置を命じた場合には、これに従わなければならぬ。

一 第十二条第一項の規定により線量を測定するため、同条第三項に規定する放射線測定器を着用すること。

二 第三十一条第二項に規定する場合において、同身等を行ない、又は装具を脱ぎ、若しくは

(健康診断の結果の記録等)

船舶所有者は、前条第一項の健康診断を行なつたときは、その結果に基づき、遅滞なく、第一号様式による船員電離放射線健康診断個人票を作成し、その写しを当該船員に交付し

なければならぬ。

2 船舶所有者は、前項の船員電離放射線健康診断個人票を十年間保存しなければならない。

第四十二条 削除

(診察又は処置)

船舶所有者は、次の各号のいずれかに該当する船員に、速やかに、医師による診察又は処置を受けさせなければならない。

一 第三十六条第一項各号のいずれかに該当する事故が発生した場所の周辺にいたことによつて、緊急作業に従事したことにより放射線を受けたおそれがある者

二 第六条第一項若しくは第二項又は第七条第一項に規定する限度を超えて実効線量又は等価線量を受けた者

三 放射性物質を飲み込み、又は吸い込んだ者

四 洗身等により汚染を表面汚染限度の十分の以下にすることができない者

五 傷創部が汚染された者

(健康診断等に基づく措置)

第四十三条 船舶所有者は、第三十九条第一項の健康診断又は前条の規定による診察の結果、放射線による障害が生じており、若しくはその疑いがあり、又は放射線による障害が生ずるおそれがあると認められる者については、その障害、疑い又はおそれがなくなるまで、就業する場所又は業務の転換、作業時間の短縮、作業方法の変更その他の健康の保持に必要な措置を講じなければならない。

(船員の遵守事項)

第九章 船員の遵守事項

(船員の遵守事項)

船舶所有者は、第一項の健康診断を受けさせられたときには、当該船員が乗組んでいる船舶が航海中である場合には、当該航海の終了後遅滞なくこれを受けさせなければならない。

5 船舶所有者は、放射線業務船に、当該放射線による障害を防止するため次に掲げる措置を命じた場合には、これに従わなければならぬ。

一 第十二条第一項の規定により線量を測定するため、同条第三項に規定する放射線測定器を着用すること。

二 第三十一条第二項に規定する場合において、同身等を行ない、又は装具を脱ぎ、若しくは

四 第三十三条に規定する作業に従事する場合において、同条に規定する保護具を使用すること。

五 第三十四条に規定する場合において、同条に規定する作業衣を使用すること。

六 第三十五条の二の場合において、飲食、喫煙その他の放射性物質を飲み込み又は吸い込むおそれのある行為をしないこと。

第十章 雜則

(放射線測定器等の備付け)

船舶所有者は、この省令に規定する義務を遂行するため必要な放射線測定器及び放射線による障害を防止するために必要な保護具(他の法令の規定により備えなければならないものを除く)を、放射線業務船に備えなければならない。

第四十六条 削除

(診療を受けるための被ばくの除外)

船舶所有者は、この省令に規定する線量には、診療を受けるために受けた線量は含めないものとする。

第四十七条 第三章、第四章及び第四十二条第二号に規定する線量には、診療を受けるために受けた線量は含めないものとする。

第四十八条 第十条、第十二条、第三十二条、第三十三条、第三十五条から第三十八条まで、第四十二条(第一号に係る部分に限る)、第四十三条及び第四十四条(第一号、第三号、第四号及び第六号に係る部分に限る)の規定は、放射線業務船以外の船舶であつて、著しく放射線による障害が生じており、若しくはその疑いがあり、又は放射線による障害が生ずるおそれがあると認められる者については、その障害、疑い又はおそれがなくなるまで、就業する場所又は業務の転換、作業時間の短縮、作業方法の変更その他の健康の保持に必要な措置を講じなければならない。

第四十九条 第十一条、第十二条、第三十二条、第三十三条から第三十八条まで、第四十二条(第一号に係る部分に限る)、第四十三条及び第四十四条(第一号、第三号、第四号及び第六号に係る部分に限る)の規定は、放射線業務船以外の船舶であつて、著しく放射線による障害を防止するため次に掲げる措置を命じた場合には、これに従わなければならぬ。

一 第十二条第一項の規定により線量を測定するため、同条第三項に規定する放射線測定器を着用すること。

二 第三十一条第二項に規定する場合において、同身等を行ない、又は装具を脱ぎ、若しくは

第四十条 船舶所有者は、前条第一項の健康診断を行なつたときは、その結果に基づき、遅滞なく、第一号様式による船員電離放射線健康診断個人票を作成し、その写しを当該船員に交付し

なければならない。

2 船舶所有者は、前項の船員電離放射線健康診断個人票を十年間保存しなければならない。

第四十二条 削除

(診察又は処置)

船舶所有者は、次の各号のいずれかに該当する船員に、速やかに、医師による診察又は処置を受けさせなければならない。

一 第三十六条第一項各号のいずれかに該当する事故が発生した場所の周辺にいたことによつて、緊急作業に従事したことにより放射線を受けたおそれがある者

二 第六条第一項若しくは第二項又は第七条第一項に規定する限度を超えて実効線量又は等価線量を受けた者

三 放射性物質を飲み込み、又は吸い込んだ者

四 洗身等により汚染を表面汚染限度の十分の以下にすることができない者

五 傷創部が汚染された者

(健康診断等に基づく措置)

第四十三条 船舶所有者は、第三十九条第一項の健康診断又は前条の規定による診察の結果、放射線による障害が生じており、若しくはその疑いがあり、又は放射線による障害が生ずるおそれがあると認められる者については、その障害、疑い又はおそれがなくなるまで、就業する場所又は業務の転換、作業時間の短縮、作業方法の変更その他の健康の保持に必要な措置を講じなければならない。

(船員の遵守事項)

第九章 船員の遵守事項

船舶所有者は、第一項の健康診断を受けさせられたときには、当該船員が乗組んでいる船舶が航海中である場合には、当該航海の終了後遅滞なくこれを受けさせなければならない。

5 船舶所有者は、放射線業務船に、当該放射線による障害を防止するため次に掲げる措置を命じた場合には、これに従わなければならぬ。

一 第十二条第一項の規定により線量を測定するため、同条第三項に規定する放射線測定器を着用すること。

二 第三十一条第二項に規定する場合において、同身等を行ない、又は装具を脱ぎ、若しくは

第四十条 船舶所有者は、前条第一項の健康診断を行なつたときは、その結果に基づき、遅滞なく、第一号様式による船員電離放射線健康診断個人票を作成し、その写しを当該船員に交付し

なければならない。

2 船舶所有者は、前項の船員電離放射線健康診断個人票を十年間保存しなければならない。

第四十二条 削除

(診察又は処置)

船舶所有者は、次の各号のいずれかに該当する船員に、速やかに、医師による診察又は処置を受けさせなければならない。

一 第三十六条第一項各号のいずれかに該当する事故が発生した場所の周辺にいたことによつて、緊急作業に従事したことにより放射線を受けたおそれがある者

二 第六条第一項若しくは第二項又は第七条第一項に規定する限度を超えて実効線量又は等価線量を受けた者

三 放射性物質を飲み込み、又は吸い込んだ者

四 洗身等により汚染を表面汚染限度の十分の以下にすることができない者

五 傷創部が汚染された者

(健康診断等に基づく措置)

第四十三条 船舶所有者は、第三十九条第一項の健康診断又は前条の規定による診察の結果、放射線による障害が生じており、若しくはその疑いがあり、又は放射線による障害が生ずるおそれがあると認められる者については、その障害、疑い又はおそれがなくなるまで、就業する場所又は業務の転換、作業時間の短縮、作業方法の変更その他の健康の保持に必要な措置を講じなければならない。

(船員の遵守事項)

第九章 船員の遵守事項

船舶所有者は、第一項の健康診断を受けさせられたときには、当該船員が乗組んでいる船舶が航海中である場合には、当該航海の終了後遅滞なくこれを受けさせなければならない。

5 船舶所有者は、放射線業務船に、当該放射線による障害を防止するため次に掲げる措置を命じた場合には、これに従わなければならぬ。

一 第十二条第一項の規定により線量を測定するため、同条第三項に規定する放射線測定器を着用すること。

二 第三十一条第二項に規定する場合において、同身等を行ない、又は装具を脱ぎ、若しくは

第四十条 船舶所有者は、前条第一項の健康診断を行なつたときは、その結果に基づき、遅滞なく、第一号様式による船員電離放射線健康診断個人票を作成し、その写しを当該船員に交付し

なければならない。

2 船舶所有者は、前項の船員電離放射線健康診断個人票を十年間保存しなければならない。

第四十二条 削除

(診察又は処置)

船舶所有者は、次の各号のいずれかに該当する船員に、速やかに、医師による診察又は処置を受けさせなければならない。

一 第三十六条第一項各号のいずれかに該当する事故が発生した場所の周辺にいたことによつて、緊急作業に従事したことにより放射線を受けたおそれがある者

二 第六条第一項若しくは第二項又は第七条第一項に規定する限度を超えて実効線量又は等価線量を受けた者

三 放射性物質を飲み込み、又は吸い込んだ者

四 洗身等により汚染を表面汚染限度の十分の以下にすることができない者

五 傷創部が汚染された者

(健康診断等に基づく措置)

第四十三条 船舶所有者は、第三十九条第一項の健康診断又は前条の規定による診察の結果、放射線による障害が生じており、若しくはその疑いがあり、又は放射線による障害が生ずるおそれがあると認められる者については、その障害、疑い又はおそれがなくなるまで、就業する場所又は業務の転換、作業時間の短縮、作業方法の変更その他の健康の保持に必要な措置を講じなければならない。

(船員の遵守事項)

第九章 船員の遵守事項

船舶所有者は、第一項の健康診断を受けさせられたときには、当該船員が乗組んでいる船舶が航海中である場合には、当該航海の終了後遅滞なくこれを受けさせなければならない。

5 船舶所有者は、放射線業務船に、当該放射線による障害を防止するため次に掲げる措置を命じた場合には、これに従わなければならぬ。

一 第十二条第一項の規定により線量を測定するため、同条第三項に規定する放射線測定器を着用すること。

二 第三十一条第二項に規定する場合において、同身等を行ない、又は装具を脱ぎ、若しくは

第四十条 船舶所有者は、前条第一項の健康診断を行なつたときは、その結果に基づき、遅滞なく、第一号様式による船員電離放射線健康診断個人票を作成し、その写しを当該船員に交付し

なければならない。

2 船舶所有者は、前項の船員電離放射線健康診断個人票を十年間保存しなければならない。

第四十二条 削除

(診察又は処置)

船舶所有者は、次の各号のいずれかに該当する船員に、速やかに、医師による診察又は処置を受けさせなければならない。

一 第三十六条第一項各号のいずれかに該当する事故が発生した場所の周辺にいたことによつて、緊急作業に従事したことにより放射線を受けたおそれがある者

二 第六条第一項若しくは第二項又は第七条第一項に規定する限度を超えて実効線量又は等価線量を受けた者

三 放射性物質を飲み込み、又は吸い込んだ者

四 洗身等により汚染を表面汚染限度の十分の以下にすることができない者

五 傷創部が汚染された者

(健康診断等に基づく措置)

第四十三条 船舶所有者は、第三十九条第一項の健康診断又は前条の規定による診察の結果、放射線による障害が生じており、若しくはその疑いがあり、又は放射線による障害が生ずるおそれがあると認められる者については、その障害、疑い又はおそれがなくなるまで、就業する場所又は業務の転換、作業時間の短縮、作業方法の変更その他の健康の保持に必要な措置を講じなければならない。

(船員の遵守事項)

第九章 船員の遵守事項

船舶所有者は、第一項の健康診断を受けさせられたときには、当該船員が乗組んでいる船舶が航海中である場合には、当該航海の終了後遅滞なくこれを受けさせなければならない。

5 船舶所有者は、放射線業務船に、当該放射線による障害を防止するため次に掲げる措置を命じた場合には、これに従わなければならぬ。

一 第十二条第一項の規定により線量を測定するため、同条第三項に規定する放射線測定器を着用すること。

二 第三十一条第二項に規定する場合において、同身等を行ない、又は装具を脱ぎ、若しくは

第四十条 船舶所有者は、前条第一項の健康診断を行なつたときは、その結果に基づき、遅滞なく、第一号様式による船員電離放射線健康診断個人票を作成し、その写しを当該船員に交付し

なければならない。

2 船舶所有者は、前項の船員電離放射線健康診断個人票を十年間保存しなければならない。

第四十二条 削除

(診察又は処置)

船舶所有者は、次の各号のいずれかに該当する船員に、速やかに、医師による診察又は処置を受けさせなければならない。

一 第三十六条第一項各号のいずれかに該当する事故が発生した場所の周辺にいたことによつて、緊急作業に従事したことにより放射線を受けたおそれがある者

二 第六条第一項若しくは第二項又は第七条第一項に規定する限度を超えて実効線量又は等価線量を受けた者

三 放射性物質を飲み込み、又は吸い込んだ者

四 洗身等により汚染を表面汚染限度の十分の以下にすることができない者

五 傷創部が汚染された者

(健康診断等に基づく措置)

第四十三条 船舶所有者は、第三十九条第一項の健康診断又は前条の規定による診察の結果、放射線による障害が生じており、若しくはその疑いがあり、又は放射線による障害が生ずるおそれがあると認められる者については、その障害、疑い又はおそれがなくなるまで、就業する場所又は業務の転換、作業時間の短縮、作業方法の変更その他の健康の保持に必要な措置を講じなければならない。

(船員の遵守事項)

第九章 船員の遵守事項

船舶所有者は、第一項の健康診断を受けさせられたときには、当該船員が乗組んでいる船舶が航海中である場合には、当該航海の終了後遅滞なくこれを受けさせなければならない。

5 船舶所有者は、放射線業務船に、当該放射線による障害を防止するため次に掲げる措置を命じた場合には、これに従わなければならぬ。

一 第十二条第一項の規定により線量を測定するため、同条第三項に規定する放射線測定器を着用すること。

二 第三十一条第二項に規定する場合において、同身等を行ない、又は装具を脱ぎ、若しくは

第四十条 船舶所有者は、前条第一項の健康診断を行なつたときは、その結果に基づき、遅滞なく、第一号様式による船員電離放射線健康診断個人票を作成し、その写しを当該船員に交付し

なければならない。

2 船舶所有者は、前項の船員電離放射線健康診断個人票を十年間保存しなければならない。

第四十二条 削除

(診察又は処置)

船舶所有者は、次の各号のいずれかに該当する船員

それぞれ各号に掲げる事項について、遅滞なく、主たる船員の労務管理の事務を行う事務所の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む）に報告しなければならない。

一 第三十六条第一項各号のいずれかに該当する事故が発生したとき 事故の概要

二 第三十九条第一項の健康診断を行つたとき 健康診断結果

三 放射線業務を開始し、又は廃止したとき 放射線業務を開始したとき

次に掲げる事項

イ 船舶所有者の氏名又は名称、住所及び主たる労務管理を行う事務所の所在地

ロ 開始又は廃止の別及びその期日

ハ 放射線業務船の名称、総トン数、用途及

ニ 放射線業務の内容

ホ 放射線業務従事者及び一般船員の構成の概要

ヘ その他必要な事項

ハビ 前項第二号の報告の様式は、第一号様式によるものとする。

附 則（昭和五十二年八月二七日運輸省令第二十七号）抄

（施行期日）

1 この省令は、昭和四十八年八月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令は、昭和五十二年九月一日から施行する。

附 則（昭和五十二年一月一七日運輸省令第三十二号）抄

（施行期日）

1 この省令は、昭和五十三年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（昭和五六年三月三〇日運輸省令第二号）抄

（施行期日）

1 この省令は、昭和五十六年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

第一条 この省令は、地方支分部局の整理のための行政管理法設置法等の一部を改正する法律の施行の日（昭和五六年四月一日）から施行する。

第三条 この省令の施行前に改正前の船員法施行規則、船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する規定（経過措置）

する省令、救命艇手規則、小型船等に乗り組む海員の労働時間及び休日に関する省令又は船員電離放射線障害防止規則（以下この条において「船員法施行規則等」という。）の規定により新潟海運局長に対しても申請、届出その他の行為は、改正後の船員法施行規則等の規定に基づいて、新潟海運監理部長に対して申請、届出その他の行為とみなす。

附 則（昭和五九年六月二二日運輸省令第五号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

（経過措置）

第一条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる行政庁が法律若しくはこれに基づく命令の規定によりした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為（以下「処分等」という。）は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政庁がした処分等とみなし、この省令の施行前に同表の上欄に掲げる行政庁に対してした申請、届出その他の行為（以下「申請等」という。）は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政庁に対してした申請等とみなす。

（経過措置）

1 この省令は、昭和四十八年八月一日から施行する。

（施行期日）

1 この省令は、昭和五十二年九月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（施行期日）

1 この省令は、昭和五十三年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（施行期日）

1 この省令は、昭和五十四年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（施行期日）

1 この省令は、昭和五十五年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（施行期日）

1 この省令は、昭和五十六年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（施行期日）

1 この省令は、昭和五七年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（施行期日）

1 この省令は、昭和五八年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（施行期日）

1 この省令は、昭和五九年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（施行期日）

これらの様式又は書式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができます。

附 則（平成一五年一一月二二日国土交通省令通省令第一一八号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十六年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（令和二年四月一日国土交通省令第四〇号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成元年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（令和二年一二月二三日国土交通省令第九八号）

（施行期日）

第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。

附 則（令和二年一二月二九日国土交通省令第七九号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成九年一二月一五日から施行する。

附 則（平成九年一二月一五日運輸省令第七八号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成六年四月一日から施行する。

附 則（平成九年一二月一五日運輸省令第四〇号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十年一月一日から施行する。

附 則（平成一二年一一月二九日運輸省令第三九号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成一二年一一月二九日運輸省令第四〇号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年一一月二九日運輸省令第七九号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

これらの様式又は書式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができます。

附 則（平成一五年一一月二二日国土交通省令第一一八号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十六年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（令和二年四月一日国土交通省令第四〇号）

（施行期日）

第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。

附 則（令和二年一二月二三日国土交通省令第九八号）

（施行期日）

第一条 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

附 則（令和二年一二月二九日国土交通省令第七九号）

（施行期日）

第一条 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

附 則（令和二年一二月二九日国土交通省令第四〇号）

（施行期日）

第一条 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

附 則（令和二年一二月二九日国土交通省令第七九号）

（施行期日）

第一条 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

これらの様式又は書式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができます。

第一号様式（第四十条関係）

第二号様式（第四十九条関係）

1 ①の欄には、原子炉の運転及びこれに付随する放射性物質の取扱い、マックス線装置の使用又は

②の欄には、皮膚又は眼の検査のみを行った場合には、記載することを要しない。
③、④及び⑤は、今回の健康診断の前一年間に受けた検査によつて行うこと。